



# 月収額の算出方法

## 月収額の計算方法

### 1 月収額の定義

世帯の1年間の総所得金額を計算し、該当する控除額を差し引き、残りの金額を12で割った金額です。毎月の給与額や年間総収入額を12で割った金額とは異なりますので、ご注意ください。

### 2 計算の対象となる収入の種類

申込本人、及び入居しようとする家族(婚約者等を含む。)の申込時(令和5年12月1日現在)に得ている収入で、次に該当するもの。

なお、退職を予定している方でも、令和5年12月1日現在、次の収入のある方は計算の対象とします。

- 国民年金、厚生年金、恩給等。ただし、遺族年金、障害年金は対象になりません。
  - 給与、賞与、残業、その他の手当、アルバイト、パート等の収入も含まれます。
  - 日雇等による所得、事業による所得(生命保険等の外交員報酬等も含む。)
- また、その他、利子・配当等、継続的な収入で課税対象となるもの。

### 3 収入から除外されるもの

- 遺族が受給している恩給及び年金。
- 生活保護の扶助料、労災保険、休業補償、仕送り、遺族年金、障害年金、退職一時金、傷病手当等。  
\*これらの収入だけで世帯の生計を維持しているときは、申込書の月収額の欄に「生保」、「雇保」、「労保」、「仕送り」、「遺年」、「障年」等と記入してください。

### 4 計算の対象となる期間

- 令和4年1月1日以前から勤務先(事業の方は事業内容、年金の方は年金の種類)が変わっていない方は令和4年中の収入が対象になります。
- 令和4年1月2日以後に就職、転職した方は、就職、転職した翌月からの収入により計算します。
- 申込前に退職し、申込時(令和5年12月1日現在)に勤務していない方は無職とし、就職していた時の収入は計算の対象としません。

### 5 休業・休職期間がある場合

令和4年1月2日以後に休業・休職により無収入の期間がある方は、復業、または復職した日の翌月から計算してください。

### 6 2人以上に収入がある場合

年間所得金額計は、入居しようとする方全員(婚約者等を含む。)の所得金額を、一人ひとり計算してから合計してください。

### 7 1人に2種類以上の収入がある場合

- 1人で2種類以上の収入を得ている方(例えば、年金と給与等)は、所得金額を個別に算出して合計してください。
- 給与所得と年金所得の双方がある方で、合計金額が、10万円を超える場合は、年間給与所得金額から、所得金額調整控除額を控除(追加で減算)してください。
- 1人で同じ種類の収入を2か所以上から得ている(2か所から給与を得ている、2種類の公的年金を受けている。)方は、まず総収入額を合計してから所得金額を算出してください。

### 8 計算にあたっての注意事項 ※「予定」は計算の対象になりません。

退職する予定だからといって収入に含めなかったり、出産の予定だからといって控除の対象としないでください。したがって、申込時(令和5年12月1日現在)における世帯全員の収入を記入してください。  
婚約者等の収入も含まれます。

### 9 控除の内容と金額

所得金額から控除の種類(16~17ページ)に対応する控除額を引いてください。1の親族控除は、すべての世帯に該当します。2~9の控除は、世帯に給与所得者、年金所得者、老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族、障害者、特別障害者、寡婦、ひとり親がいる場合、1の親族控除に合わせてさらに該当する控除をしてください。

## ◎入居しようとする家族全員の所得を合計してください。

はじめに、入居しようとする家族に収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれ年間所得金額を合算する必要があります。18~22ページの計算方法によって算出してください。年間所得金額は各ページのBの数字です。

給与所得の方は 18ページを確認してください		年金所得の方は 20ページを確認してください		その他の所得の方は 22ページを確認してください		↓				
続柄	同意欄	フリガナ名	生年月日	年齢 (別居別居)	同居 別居	扶養 有・無	裁量階層 資格 有・無	職業	年間(推定) 総収入金額	年間所得金額
本人 (申込者)	<input type="checkbox"/>		大・昭・平・令 ・		別	有・無	有・無		円	円
	<input type="checkbox"/>		大・昭・平・令 ・		同・別	有・無	有・無		円	円
	<input type="checkbox"/>		大・昭・平・令 ・		同・別	有・無	有・無		円	円
入居する婚約者等・別居者の現住所 住所		電話		入居しない 別居扶養者	住所 氏名	続柄	年齢		年間所得金額計 B	円

### 月収額の計算 控除についての詳細は16~17ページを参照してください。

年間所得金額計 B		円
控除の種類とその金額		控除金額
1 親族	38万円× 人 =	円
2 基礎控除振替	給与、年金所得が10万円以上の人 10万円× 給与、年金所得が10万円未満の人はその金額	円
3 老人控除対象配偶者	10万円× 人 =	円
4 老人扶養親族		
5 特定扶養親族	25万円× 人 =	円
6 障害者	27万円× 人 =	円
7 特別障害者	40万円× 人 =	円
8 寡婦	所得が27万円以上の人 27万円× 所得が27万円未満の人はその金額	円
9 ひとり親	所得が35万円以上の人 35万円× 所得が35万円未満の人はその金額	円
控除額計 C		円
月収額 (B - C) ÷ 12		円

申込家族の月収額が、次の基準以下なら申し込みができます。

公営住宅等	原則階層	158,000円以下
	裁量階層	214,000円以下
改良住宅等	原則階層	114,000円以下
	裁量階層	139,000円以下

◇収入基準、裁量階層については12~13ページを参照



# 月収額の算出方法

※原則として、所得税法上の控除を受けられている方が対象となります。  
控除が確認できない場合は適用されませんので、ご注意ください。

控除の種類	控除を受けられる方	控除額 (1人につき年間)
1 親族控除	申込本人以外の入居しようとする家族と、市営住宅に入居しない所得税法上の遠隔地扶養の被扶養者。	38万円

以下の2～9の控除は1の控除に合わせて控除します。

2 基礎控除振替控除	申込本人、または入居しようとする家族で給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する方。	10万円 所得金額が10万円未満の場合はその額
3 老人控除対象配偶者	所得税法上の控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上(昭和28年12月2日以前生まれ)の方。	10万円
4 老人扶養親族控除	所得税法上の扶養親族のうち、年齢70歳以上(昭和28年12月2日以前生まれ)の方。	
5 特定扶養親族控除	所得税法上の扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満(平成12年12月3日～平成19年12月2日生まれ)の方(妻・婚約者を除く。)	25万円
6 障害者控除	申込本人、入居しようとする家族、または同居しない扶養親族で次のいずれかに該当する方。 ア. 身体障害者手帳の交付を受けている方。 …このうち1～2級の方は特別障害者控除 イ. 心神喪失の常況にある方、または児童相談所、障害者更正相談所等の判定により知的障害者と判定された方。 …このうち重度(A1、A2)と判定された方は特別障害者控除 ウ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。 …このうち1級の方は特別障害者控除 エ. 精神に障害のある方で国民年金、または厚生年金の障害年金の証書を交付されている方。 …このうち1級の方は特別障害者控除	27万円
7 特別障害者控除	オ. 戦傷病者手帳の交付を受けている方。 …このうち恩給法別表第1号表の2の特別項症から第3項症の方は特別障害者控除 カ. 原爆被爆者のうち、その負傷、または疾病が原爆の障害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている方。 …特別障害者控除 キ. その他常に就床を要し、複雑な介護を要する方や、65歳以上でその障害の程度がア～イと同程度の障害があることの福祉事務所長の認定を受けている方。 …特別障害者控除	40万円

8 寡婦控除	申込本人、または入居しようとする家族で、「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに該当する方(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象となりません。) ア. 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の方。 イ. 夫と死別した後婚姻をしていない人または夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人。 なお、この場合は、扶養親族の要件はありません。 ※「夫」とは、民法上の婚姻関係にある者をいいます。	27万円 所得金額が27万円未満の場合はその額
9 ひとり親控除	申込本人、または入居しようとする家族で、婚姻をしていないこと、または配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の3つの要件のすべてに該当する方。 ア. その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。 イ. 生計を一にする子(その年分の総所得金額が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養家族になっていない人に限られます。)がいること。 ウ. 合計所得金額が500万円以下であること。	35万円 所得金額が35万円未満の場合はその額

※8の寡婦控除と9のひとり親控除は、同一人物に対して重複しての適用はありません。  
(源泉徴収票等の書類でご確認ください。)





# 月収額の算出方法

## 1 給与所得の場合

仕事を始めた時期によって計算の方法が異なります。

現在の勤務先	計算の方法
①令和4年1月1日以前から勤務している方	令和4年中の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額)
②令和4年1月2日以後に就職し、1年以上勤務している方	勤務した翌月から12か月間の総収入金額
③就職してからまだ1年にならない方	勤務した翌月から令和5年10月までの総収入金額をもとに次により計算した推定金額 総収入金額(賞与分は除く) 勤務した翌月から令和5年10月までの月数 × 12 + 賞与 = 1年間の推定総収入金額
④まだ1か月分の給与を受けていない方	雇用条件に基づき支給が予定されている1か月分の給与を12倍した年間の推定総収入金額

※ただし、入居後の収入申告については令和5年分の収入を申告していただくため、令和7年度の家賃が入居時の家賃より上昇する場合があります。

### 年間総収入金額Aから年間所得金額Bを計算する方法

年間総収入金額	年間給与所得金額
550,999円まで	年間給与所得金額 = 0円
551,000円から 1,618,999円まで	年間総収入金額 A - 550,000円 = 年間給与所得
1,619,000円から 1,619,999円まで	年間給与所得金額 = 1,069,000円
1,620,000円から 1,621,999円まで	年間給与所得金額 = 1,070,000円
1,622,000円から 1,623,999円まで	年間給与所得金額 = 1,072,000円
1,624,000円から 1,627,999円まで	年間給与所得金額 = 1,074,000円
1,628,000円から 1,803,999円まで	年間総収入金額Aを4,000で割り、1円未満を切り捨てた後4,000を掛け戻し、出た額を右のAにあてはめてください。 $A \times 0.6 + 100,000$ 円 = 年間給与所得
1,804,000円から 3,603,999円まで	$A \times 0.7 - 80,000$ 円 = 年間給与所得
3,604,000円から 6,599,999円まで	$A \times 0.8 - 440,000$ 円 = 年間給与所得
6,600,000円から 8,499,999円まで	年間総収入金額 A × 0.9 - 1,100,000円 = 年間給与所得

例

年間総収入金額が3,784,459円の場合  
 $\frac{3,784,459}{4,000} = 946.11475$ 円  
 $946 \times 4,000 = 3,784,000$ 円

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

氏名	〒	住所	勤務先	給与支払額	源泉徴収額
山田 太郎	100-0001	東京都千代田区千代田	株式会社ABC	3,784,459	258,720

年間総収入金額 A

給与所得のみの方

年間所得金額計 B

給与所得と年金所得がある方

給与所得 円 - 所得金額調整控除 円 = 年間所得金額計 B 円

給与所得と年金所得の双方がある方で、合計金額が、10万円を超える場合は、年間給与所得金額から、所得金額調整控除額を控除(追加で減算)してください。  
 所得金額調整控除額 = 給与所得(10万円まで) + 年金所得(10万円まで) - 10万円  
 ※マイナスの場合は0円となります。

給与所得と年金所得がある方はこちらで計算してください。

① 19ページの「給与所得」をあてはめます。

給与所得 円 ※

② 21ページの「年間所得金額 B」をあてはめます。

年金所得 円 ※

③ 所得金額調整控除の計算をします。

①給与所得 円 + ②年金所得 円 - 10万円 = 所得金額調整控除 円

※ ①、②の金額は、10万円を超える場合は10万円とします。



# 月収額の算出方法

## 2 年金所得の場合

現在の年金収入について		
1	2	3
令和4年2月以前から年金を支給されている方	令和4年4月以降から年金を支給されている方	障害年金、遺族年金、福祉年金等非課税の年金のみの方
前年中の支払年金額 改定があったときは、改定通知書の支払年金額 2か所以上から年金を受けている方は(厚生年金と企業年金等)支払年金額の合計となります。	年金証書の支払年金額 改定があったときは、改定通知書の支払年金額 2か所以上から年金を受けている方は(厚生年金と企業年金等)支払年金額の合計となります。	年間所得金額=0円

令和4年分 公的年金等の源泉徴収票

年間総収入金額 A 円

### 年間総収入金額Aから年間年金所得金額Bを計算する方法

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入金額	年間年金所得金額の計算
65歳以上の方	1,100,000円まで	年間年金所得金額 B=0円
	1,100,001円から3,299,999円まで	年間総収入金額 A - 1,100,000円 = B
	3,300,000円から4,099,999円まで	年間総収入金額 A × 0.75 - 275,000円 = B
	4,100,000円から7,699,999円まで	年間総収入金額 A × 0.85 - 685,000円 = B
65歳未満の方	600,000円まで	年間年金所得金額 B=0円
	600,001円から1,299,999円まで	年間総収入金額 A - 600,000円 = B
	1,300,000円から4,099,999円まで	年間総収入金額 A × 0.75 - 275,000円 = B
	4,100,000円から7,699,999円まで	年間総収入金額 A × 0.85 - 685,000円 = B

年間所得金額計 B 円



# 月収額の算出方法

## 3 その他の所得・日雇の場合

年間所得金額の計算	開業等の時期		計算のしかた	
	その他の所得	①令和4年1月1日以前から引続き現在まで同じ事業をしている方	前年中の年間所得金額 (令和4年分の所得税の確定申告書控の所得金額) 所得金額 = 年間総収入金額 - 必要経費	
		②令和4年1月2日以後に現在の事業を始め、1年以上経過している方	事業を始めた翌月から1年分の所得金額をもって計算する。	
③令和4年1月2日以後に現在の事業を始め、1年以上経過していない方		事業を始めた翌月から令和5年10月までの 総収入金額(総売上高) - 必要経費 × 12 事業を始めた翌月から令和5年10月までの月数 = 1年間の推定所得金額		
日雇	あなたが仕事を始めた時期		計算のしかた	
	①令和4年1月1日以前から引続き現在まで同じ日雇をしている方	令和4年中の年間所得金額 (令和4年分の所得税の確定申告書控の所得金額)		
		②令和4年1月2日以後に現在の日雇を始めた方 日雇を始めた翌月からの所得金額をもって計算する。 (収入期間のとり方等については「給与所得の場合」 (18~19ページ)の例にならってください。)		

年間所得金額計 B  
円

事業等	①								
農業	②								
不動産	③								
配当	④								
雑	⑤								
給与	⑥								
雑	⑦								
総合課税・一時	⑧								
合計	⑨	2	7	1	8	4	0	0	0

注) 青色申告特別控除⑤⑥がある方は、合計金額⑨に加算します。

公的年金等以外の合計所得金額	⑤③								
配偶者の合計所得金額	⑤④								
専従者給与(控除)額の合計額	⑤⑤								
青色申告特別控除額	⑤⑥	6	5	0	0	0	0	0	0
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	⑤⑦								
未納付の源泉徴収税額	⑤⑧								
本年分で差し引く繰越損失額	⑤⑨								
平均課税対象金額	⑥⑩								
変動・臨時所得金額	⑥⑪								

◎所得の計算にご利用ください。

本人	続柄	収入区分	年間収入額			年間所得額		
	本人		①給与					
		②年金						
		③その他・日雇						
申込者と同居する家族		①給与						
		②年金						
		③その他・日雇						
		①給与						
		②年金						
		③その他・日雇						
		①給与						
		②年金						
		③その他・日雇						

年間所得金額計 B  
円

※「年間所得金額計 B」を15ページ月収額の計算欄にある「年間所得金額計 B」にあてはめてください。